

1875年に撤去された宗教施設としての中国式灯台——西嶼塔燈

大西蘭¹/多賀友美²/景祥祐³

【要旨】 本稿は、現在の台湾の澎湖県西嶼郷に1875年まで存在した中国式の西嶼灯台（旧灯台）について、先行研究を踏まえ、中国語・英語・日本語の資料から次の通り明らかにした。旧灯台が道教の神である天上聖母（媽祖）を祀る宗教施設であった可能性、及びその神に供えるオイルランプの巨大な灯火の仕組みを、日本の史料から明らかにした。しかし、旧灯台が存在した時代の清国では、仏教ではない道教を異学とし、道教の宗教指導者を危険視して行政機関から排除する宗教政策がとられていた。そのことを清国の法典から明らかにした。旧灯台が創建された1779年当時、西嶼にできた島民対象の道教の宗教施設に仏教の僧が送り込まれると、舟人が信仰する天上聖母を祀った旧灯台もその僧が管理した。そのことを中国語資料から導き出した。そして1875年、清国政府のイギリス人高官は旧灯台の隣に新灯台を建造すると、旧灯台を撤去した。その経緯を香港政府官報から明らかにした。

【キーワード】 澎湖、西嶼、燈塔、灯台、清国、日本、天上聖母、道教、廟、仏教、浮図

Abstract: This paper investigated a native Chinese lighthouse (or “Xiyu Pagoda Lighthouse”) located at Penghu County (Taiwan Prefecture in Qing Dynasty) which existed until 1875 by studying historical documents in different languages such as Chinese, English and Japanese which are preserved in different countries such as China, Japan and Britain. Japanese historical documents indicate that this native Chinese lighthouse would be a religious facility to worship Mazu, a Taoist goddess of the sea and also describe the mechanism of the oil lamp which can be seen from distance. The lamp is lit to worship Mazu. According to a Chinese historical document “Tongdian” of Qing Dynasty, it states that Qing Emperor favored Buddhism and did not approve Taoism in one of government organizations and therefore the Qing Emperor adopted a policy to eliminate Taoist leaders from the governmental office because Emperor regarded them as a threat to the Imperial Court. Another Chinese historical text on a stone stele reveals that around the year of 1779, when this native Chinese lighthouse was built, Qing government sent Buddhist monk to administer a native Chinese lighthouse, which might have been functioning as a facility of Taoism, a place for local people to worship Mazu. Government notices of 1875 and 1876 in “The HongKong Government Gazette” reveals the

¹ 大西蘭 (Onishi Lan)、香港城市大学灯台遺産学術調査コネクションズ (LHRC) 研究員

² 多賀友美 (Taga Yumi)、香港城市大学灯台遺産学術調査コネクションズ (LHRC) 研究員

³ 景祥祐 (Steve H. Ching)、香港城市大学 邵逸夫図書館

process of building a new lighthouse and demolishing a native Chinese lighthouse by following the order of British Officials in Qing Government.

Keywords: Penghu, Xiyu, Dēngtǎ, lighthouse, Qing Dynasty, Japan, Mazu, Taoism, Temple, Buddhism, Fútú

Authors:

Onishi Lan : Researcher of the Lighthouse Heritage Research Connections Project (LHRC), Run Run Shaw Library, City University of Hong Kong, Hong Kong, China

Taga Yumi : Researcher of the Lighthouse Heritage Research Connections Project (LHRC), Run Run Shaw Library, City University of Hong Kong, Hong Kong, China

Steve H. Ching : Run Run Shaw Library, City University of Hong Kong, Hong Kong, China

序

現在稼働している西嶼灯台⁴は中国語名を「西嶼燈塔」（本稿では「新灯台」と呼ぶ）と称し、台湾海峡に浮かぶ澎湖諸島の西嶼（漁翁島）の南西端に位置する 1875 年製の灯台である。この灯台は、1987 年に台湾政府から史跡に指定され⁵、一般に公開されている。

1875 以前には同じ場所に中国式灯台（本稿では「旧灯台」と呼ぶ）が建っていた。この旧灯台について先行研究はあるが、まだ全容が明らかにされていないわけではない。台湾は、スペイン、オランダ東インド会社、南明、清、フランス、日本などの領土であったため、それぞれの時代の資料は各国に散在し、日本も例外ではない。

そこで本稿では、先行研究を踏まえ、そうした中国語、英語、日本語の史料や資料を基に、第一章で旧灯台から新灯台への移り変わりを見た後、第二章で旧灯台利用者の信仰と旧灯台の宗教的側面を論考する。

第一章 旧灯台から新灯台への移り変わり

1-1. 旧灯台の撤去と新灯台の建設

⁴ 本稿で「西嶼灯台」と日本語表記する灯台は、文献によって、新灯台と旧灯台では以下のように異なる名称で表記されている。

- ・新灯台の中国語公式表記：「西嶼燈塔」及び「漁翁島燈塔」
- ・新灯台の日本語表記：「漁翁島燈臺」（明治 28 年-昭和 20 年、1895 年-1945 年、大日本帝国台湾総督府の管理下）、「漁翁島灯台」、「西嶼灯台」
- ・新灯台の英語表記：Fisher Island Lighthouse、「漁翁島」の音写を冠して Yuwendao Lighthouse、「西嶼」の音写を冠して Xiyu Lighthouse
- ・旧灯台の中国語表記：「西嶼塔燈」（新灯台の中国語表記「西嶼燈塔」とは「塔」と「燈」の順序が逆）、「西嶼浮圖」、「西嶼塔廟」
- ・旧灯台の英語表記：中国語の「李西塔晚燈」の音写で Litsitah Wandeng

⁵ 「西嶼燈塔」 Retrieved from <https://nchdb.boch.gov.tw/assets/advanceSearch/monument/19870417000003>

旧灯台を取り壊し、新灯台を建てたことは当時イギリス領であった香港の政府官報に二回記載されている。1回目は1875年5月15日付⁶（図1）、2回目は1876年1月22日付⁷（図に2）である。

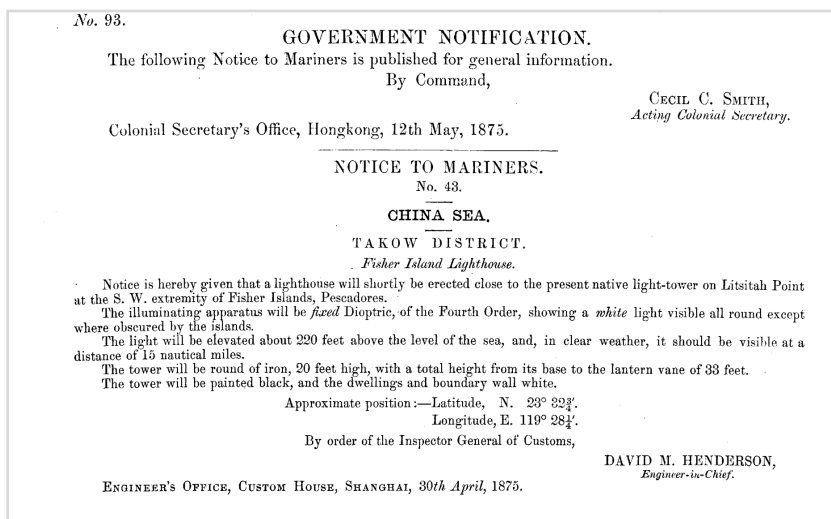


図1. 1875年5月15日付香港政府官報第93号政府通告、第43号水

まず、1回目の1875年5月15日付けの香港政府官報（図1）には、第43号水路告示（同年4月30日）を受けたセシル C. スミス植民地長官代理からの第93号香港政府通告（同年5月12日付）として、「チャイナ・シー、打狗管区、漁翁島灯台。ここに、澎湖島の漁翁島（西嶼）の南西端にある今の李西塔・ポイントの中国式灯塔に近接して、まもなく灯台を建てることを公示する。〈以下略〉」（筆者訳）と、清国海関総稅務司命令による、上海の江海関技官弁公室の主任技官・デビッド・M・ヘンダーソン（David Marr Henderson）からの水路公示が掲載されている。なお、筆者が漁翁島灯台と和訳した香港政府官報記載の「Fisher Island Lighthouse」は、中国語表記では「漁翁島燈塔」のことである。

また、2回目は、1回目から約6ヶ月後1876年1月22日付（図2）である。第53号水路公示（1875年12月30日付け）を受けたJ.ガーデナー・オースチン香港植民地長官からの第16号香港政府通告⁸（1876年1月22日付け）として、「チャイナ・シー、打狗管区、漁翁島灯台。ここに、漁翁島の南西端の李西塔・ポイント近くに、新しい灯が12月20日の日没に初め

⁶ “The HongKong Government Gazette”, No.93. Government to Notification, 15th May, 1875. p.213、Notice to Mariners no, 43, Retrieved from <http://sunzi.lib.hku.hk/hkgro/view/g1875/694180.pdf>

⁷ “The HongKong Government Gazette”, No.16. Government to Notification, 22nd January, 1876、Notice to Mariners no, 53, Retrieved from <http://sunzi.lib.hku.hk/hkgro/view/g1876/691675.pdf>

⁸ “The HongKong Government Gazette”, No.16. Government to Notification, 22nd January, 1876、Notice to Mariners no, 53, Retrieved from <http://sunzi.lib.hku.hk/hkgro/view/g1876/691675.pdf>

て点灯したことを、公示する。新しい塔は古い石造りの塔の近くに建てられ、その後古い塔は撤去された。<以下略>」と、清国海関総稅務司命令による、廈門海関技官弁公室の主任技官・デビッド・M・ヘンダーソンからの水路公示が掲載されている。

以上のように香港政府官報から、「Light-tower on Litsitah Point」（李西塔・ポイントの燈塔）と記録された石造りで中国式の旧燈台が、少なくとも1875年4月30日まで存在していたことがわかる。

また、その約8ヶ月後の同年12月30日には、その中国式の旧燈台のすぐそばに近代的な新燈台が建ち、すでに旧燈台は撤去されていた事がわかる。

1-2. 誰が旧燈台を撤去したのか

旧燈台を撤去した最高責任者は誰か。1-1 で見たように1876年1月22日付の香港政府官報に「新しい塔は古い石造りの塔の近くに建てられ、その後古い塔は撤去された。<以下略>」と、清国海関総稅務司命令による水路公示が掲載されている。したがって、命令したのは、清国海関総稅務司である。

つまり、旧燈台を撤去した最高責任者は清国の役人である。しかしその役人は、清国人ではなく、イギリス人、第二代清国海関総稅務司のロバート・ハート卿（Sir Robert Hart, 1st Baronet : 任期 1863-1911）であった。

ではなぜ、イギリス人が清国海関総稅務司に任命されたのか。その経緯は、上海の税関である江海関（Custom House in Shanghai）が、反清革命の太平天国の乱（1851-1864）の最中、1854年に英米仏の3カ国から成る関稅管理委員會が関稅事務に参加する外国人稅務司制度をとったことに由来する。

ただしその制度は撤廢される。それに替わって、今度は、1858年6月26日に調印された『中英天津條約』第26条を補足する意味で、同年11月8日に調印された『通商章程善後條約』（Agreement Containing Rules of Trade, Made In Pursuance of Article XXVI of The Treaty of 26th

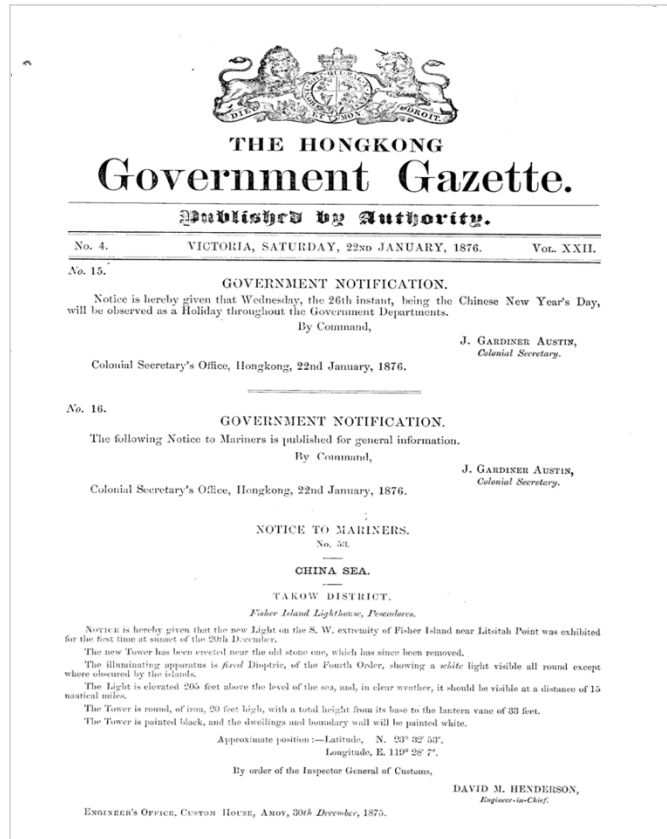


図 2. 1876 年 1 月 22 日付の香港政府官報第 16 号
政府通告第 53 号水路通告原文

June 1858) に従って、清国が、税務の代理と、航行を補助する施設の建設と維持を、イギリス人に依頼することに同意した。そして、清国政府は、清国海関総税務司署 (Chinese Maritime Customs Services) の署長 (清国海関総税務司) にイギリス人を任命した。

清国海関総税務司の任務を『通商章程善後条約』第 10 条から次に抜粋する。

The High Officer appointed by the Chinese Government to superintend Foreign trade will accordingly, from time to time, either himself visit, or will send a deputy to visit, the different ports.

(筆者訳：外国貿易を監督するために清国政府から任命された高官は、随時、個々の港を視察に行くかあるいは代理を派遣する。)

さらに、その総税務司が補佐官を任命して補佐させる仕事を、同じく第 10 条から次に抜粋する。

The said High Officer will be at liberty, of his own choice, and independently of the suggestion or nomination of any British authority, to select any British subject he may see fit to aid him in the administration of the Customs Revenue; in the prevention of smuggling; in the definition of port boundaries; or in discharging the duties of harbour-master; also in the distribution of Lights, Buoys, Beacons, and the like, the maintenance of which shall be provided for out of the Tonnage Dues. (筆者訳：前述の高官は、関税収入を管理する上で、密輸を防止する上で、港の境界を確定する上で、港長の義務を果たす上で、また、灯り、ブイ、灯台、その類の配置、維持費にトン税の中から充当する上で、自身の補佐にふさわしいイギリス人を、英国当局の指図や指名と無関係に、自由に独自の選択で選ぶことができる。)

つまり、この『通商章程善後条約』に従って清国政府から任命された二代目の清国海関総税務司が、ロバート・ハート卿である。

そして、ハート卿から補佐官として任命されたのが、後に上海と廈門の海関技官弁公室の主任技官となり、1875年にハート卿の命令で水路公示を出したデビッド・M・ヘンダーソン⁹である。

ヘンダーソンが任命された経緯は、1868年、清国海関総税務司署に海務科 (Marine Department of the Customs) が設置されるのと同時にロンドンで、西洋式の灯台の専門の主任技官を募集するために事務所が設置されたことに端を発する。最初の主任技官に選ばれたのがヘンダーソンである。ヘンダーソンは、1869年に清国海関総税務司署に着任して以降、海岸沿いに近代的な灯台の建設を開始し、航行の利便性を向上させ、貿易を促進し、税収を増やし、清国に30年近く勤めた。19世紀に中国沿岸地域に建てられた近代的な灯台は、ほとんど彼の規

⁹ Stewart Heaver, Legend of the lighthouse builder: how a British engineer in China helped connect East and West, while living life to the full”, Published on July 4 2021 at 2:15 pm, Retrieved from <https://www.scmp.com/magazines/post-magazine/long-reads/article/3139429/legend-lighthouse-builder-how-british-engineer>

画設計から生み出された。ヘンダーソンは明治時代における日本の R.H.ブラントン (Richard Henry Brunton) のように、多くの西洋式灯台を中国に建設し、灯台の専門的な管理システムを確立した人物である。

したがって、旧灯台の撤去を命じたのは清国政府であり、命じた清国政府高官はイギリス人のハート卿であった。また、現場で旧灯台の撤去の監督に当たったのは、清国政府の主任技官ヘンダーソンであったと考えられる。

1-3. 旧灯台を説明する石碑の標題

1-3-1. 旧灯台を説明する、現存する石碑4基の標題

旧灯台に係る現存する石碑は、台湾省澎湖県西嶼郷外垵村に4基ある。2基は、新灯台の敷地内に並んで立っている。もう2基は、温王廟の壁に保存されている。

新灯台の公園敷地内に並んで建つ2基の内の1基は、道光8年(1828年)11月吉日付けの石碑「西嶼塔燈碑記」¹⁰をコンクリートで補強した石碑である。その碑文には、石碑を建立した年月日は記されていない。もう1基はその補強された石碑の碑文を活字化した資料¹¹を基に復元された道光8年(1828年)付けの石碑「西嶼塔燈碑記」(図3)である。なお、これら2基の石碑の標題の漢字「嶼」と

「嶼」が異体字であることを留意しておきたい。

石碑には、旧灯台が、清国の乾隆43年(1778年)、台湾と福建省の厦門を往来する商船の標識のために、また澎湖諸島の地元の商船や漁船が見るために、当時の台湾の蔣元枢知事と澎湖の通判(地方行政官)の謝維祺が集めた募金で建造され、僧が募集されて灯火が管理れたことが記録されている。そしてさらに、その後旧灯台は風災に遭い、ガラスが割れ、塔の前の廟も傾いたため、道光3年



図3. 新灯台の敷地内に並び建つ2つの石碑「西嶼塔燈碑記」；右側：石碑：1828年付けの銘文が刻まれた石碑「西嶼塔燈碑記」をコンクリートで補強した碑。左側：復元版石碑：右側の碑文を活字化した資料を基に復元した1828年付けの石碑「西嶼塔燈碑記」。

(1823年)に澎湖庁通判の蔣鏞の提唱で海軍提督の陳元戎(陳化成)が修復資金を義捐金によって集め始めたが、5年後の道光8年(1828)に漸く竣工したことが、書かれている。廟を修

¹⁰ 何培夫、「西嶼塔燈碑記」(石碑の写真)、『台灣地區現存碑碣圖誌-澎湖縣篇』、1993年

¹¹ 何培夫、「西嶼塔燈碑記」(活字化した碑文)、『台灣地區現存碑碣圖誌-澎湖縣篇』、1993年

復して天上聖母¹²を安置し、維持する人を募集して灯火を管理させ、西嶼に停泊する商船は百文、尖艚漁船は50文を住職に供給したことや、修復費用を寄付した人々の姓名も列挙されている。

温王廟（温府王爺廟）の壁に保存されている石碑2基は「澎湖西嶼浮圖記」¹³ および「新建西嶼浮圖記」¹⁴である。

「澎湖西嶼浮圖記」には旧灯台の建設が始まり竣工を待ち侘びる1778年（乾隆43年）付けの福建省台湾府の蔣元枢知事の銘文が刻まれている。「新建西嶼浮圖記」には、その完成を記念した1779年（乾隆44年）付けの台湾府澎湖庁通判（地方行政官）の謝維祺の銘文が刻まれている。ただし、これら2基の碑文には石碑を建立した年月日が記されていない。

これら2基の石碑の碑文から、台湾府の蔣元枢知事と澎湖庁通判の謝維祺が旧灯台創建の世話人であったことがわかる。そして、航海の標識となる旧灯台の建設資金は、地方行政官等による自発的な寄付金によって賄われたことが、石碑「新建西嶼浮圖記」の碑文に書かれた寄付者の官職名及び姓名のリストによって読み取ることができる。

以上、1-1 で見た1875年並びに1876年の2回に渡って香港政府官報に報じられた水路公示と、現存する石碑からわかる旧灯台から新灯台への移り変わりを、時系列に並べてみる。

- 1778年 旧灯台着工 福建省台湾府の蔣元枢知事と台湾府澎湖庁通判の謝維祺が世話役となって、地方行政官から建設資金を募った
- 1779年 旧灯台竣工
- 1823年 旧灯台修復開始 澎湖庁通判の蔣鏞の提唱で海軍提督の陳元戎（陳化成）が、私人から建設資金を募った
- 1828年 旧灯台修復工事完了
- 1858年 旧灯台は清国海關総稅務司の管轄下となる
- 1875年4月30日 新灯台の建設予告、旧灯台残存
- 1875年12月20日 新灯台点灯
- 1875年12月30日までに旧灯台撤去済み

1-3-2. 19世紀の台湾の地方誌に記録された旧灯台を説明する石碑の標題

19世紀の清国の福建省台湾府澎湖庁の地方誌に記録された旧灯台を説明する碑文の標題は、現存する石碑の表題とは異なる。

その地方誌とは、旧灯台の修復のために費用を集めた澎湖庁通判の蔣鏞が道光9年（1829

¹² 「天上聖母」は、民間の媽祖信仰が道教に取り込まれて道教の神の一つとなり、舟人の守護神として、中国南方の海岸域や台湾で信仰されてきたことが知られている。別称に天后、媽祖がある。

¹³ 何培夫、「澎湖西嶼浮圖記」、『台灣地區現存碑碣圖誌-澎湖縣篇』、1993年

¹⁴ 何培夫、「新建西嶼浮圖記」、『台灣地區現存碑碣圖誌-澎湖縣篇』、1993年

年)に編纂した『澎湖續編』と、光緒18年(1892年)に林豪が編集し撰した『澎湖廳志』の2誌である。ただし、林豪が編集し撰した『澎湖廳志』は初版1892年と第二版1894年があり、本稿で参照しているのは第二版1894年版である。

この2誌に記録された1778年(乾隆43年)付けの碑文の標題は「創建西嶼塔燈碑記」、1779年(乾隆44年)付けの碑文の標題は「建修西嶼塔院落成碑記」、道光八年(1828年)付けの碑文の標題は「續修西嶼塔廟記」である(表1)が、それらは3基とも現存していない。現存する石碑とは表題が異なるのである。

しかし、ここで留意したいのは、『澎湖續編』を編纂した人物は、道光3年(1823年)から道光8年(1828年)の5年に渡って旧灯台の修復の必要を提唱し、海軍提督の陳元戎(陳化成)に修復資金を集めてもらった澎湖庁通判の蔣鏞であることだ。蔣鏞が灯台の創建や修復に係る石碑の標題を誤って記録するとは考えにくいのである。

したがって、19世紀の台湾の地方誌に記録された旧灯台に係る石碑は失われたとするのが妥当だと考えられる。

1-3-3. 20世紀初頭の台湾の調査記録に残る旧灯台を説明する石碑の標題

20世紀初頭に日本人が台湾の澎湖諸島を調査した記録に残る旧灯台に係る石碑の標題は、現存する石碑の標題と同じであった。

調査した日本人は、台湾総督府学務部編纂課に属し国語学校教諭を兼任した伊能嘉矩である。

なぜ日本人による調査記録が存在するのか。これは、日本軍が澎湖諸島を占領した日清戦争(甲午戦争)終結後、光緒21年、明治28年(1895年)5月8日に締結した日清講和条約に従って、清国が日本に、台湾、澎湖、遼東半島を割譲したことで、澎湖諸島が大日本帝国統治下に入ったからである。大日本帝国台湾総督府の管理下に入った新灯台の漁翁島燈塔(西嶼燈塔)は、公式名称が「漁翁島燈臺」に変更されている。

伊能嘉矩の『台湾踏査日記』¹⁵に含まれる「澎湖踏査」の明治31年(1901年)1月11日の

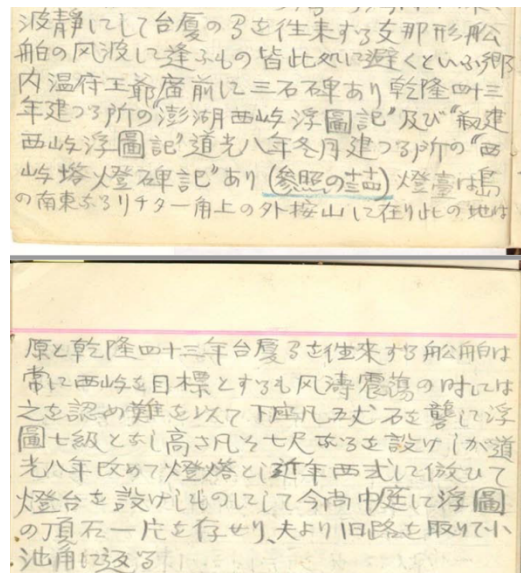


図4. 伊能嘉矩の『台湾踏査日記』「澎湖踏査」の明治31年(1901年)1月11日の条(郷内温府王爺廟廣前に三石碑あり乾隆四十三年建つ所の“澎湖西嶼浮圖記”及び“創建西嶼浮圖記”道光八年冬月建つ所の“西嶼塔燈碑記”あり)

¹⁵ 伊能嘉矩『台湾踏査日記』日本遠野市立博物館所蔵、1901年

条には、西嶼の外岬村を踏査に訪れた際の記録が残されている（図4）。次に、手稿の「澎湖踏査」（図4参照）から引用する。

伊能の手記には、乾隆43年（1778年）に建立された石碑が「澎湖西嶼浮圖記」及び「朥建西嶼浮圖記」であり、また道光8年（1828年）に建立された石碑が「西嶼塔燈碑記」であり、その三基が温府王爺廟（温王廟）の広前に立っていたと書かれている（図4）。なお、漢字「嶼」と「嶼」と「嶼」は異体字である。

また、この手記（図4）に記録された3基の石碑の標題は、現存する3種類の標題と同じである。

1-3-4. 旧灯台を説明する石碑の違いが物語る仏教的色彩

旧灯台を説明する碑文の記録や石碑において、石碑の標題に違いがあり、また標題に記された旧灯台の名称も異なる。

そこで、その現存する石碑の標題、20世紀初めの「澎湖踏査」に記録された石碑の標題、19世紀の台湾の地方誌に記録された碑文の標題を、表1にまとめて比較してみる。

	1829年『澎湖續編』（蔣鏞編纂）及び1894年『澎湖廳志』の碑文の標題	1901年「澎湖踏査」『臺灣踏査日記』の石碑の標題（伊能嘉矩）	現存する石碑の標題
1778年付け石碑の標題	創建西嶼塔燈碑記	澎湖西嶼浮圖記 朥建西嶼浮圖記	澎湖西嶼浮圖記
1779年付け石碑の標題	建修西嶼塔院落成碑記	（なし）	朥建西嶼浮圖記
1828年付け石碑の標題（修復のため蔣鏞募金集め）	續修西嶼塔廟記	西嶼塔燈碑記	西嶼塔燈碑記 西嶼塔燈碑記（復元版）

表1. 標題の比較：『澎湖續編』及び『澎湖廳志』の碑文の標題、『臺灣踏査日記』『澎湖踏査』の石碑の標題、現存する石碑の標題

現存する石碑と、1901年「澎湖踏査」に記録された石碑3基は、標題が同じである。また、1894年『澎湖廳志』の碑文の標題は、1901年「澎湖踏査」の記録とは異なる。旧灯台の名称が、1894年『澎湖廳志』と1901年「澎湖踏査」では異なっている。特に注目したいのが「塔燈」、「塔院」が「浮圖」、そして、「塔廟」が「塔燈」の変更である。

さらに、大変興味深い点は、西嶼塔燈碑記（復元版）は石碑に刻まれた年（1828年）と、実際に石碑を建立した年（1993年以降）が異なる点である。このような実例を踏まえると、『澎

湖廳志』に記録された1894年から伊能が見た1901年以前の約5年の間に、石碑は何らかの理由で失われ、現存する石碑に取り替えられた可能性を考える必要があるだろう。

では、なぜ、取り替える必要が生じたのかという疑問が生じる。ここで、標題の旧灯台の名称の変化、(特に「塔燈」、「塔院」から「浮圖」、そして、「塔廟」から「塔燈」)に注目したい。まず、「浮圖」(浮図)は、ブツダの音写とも伝えられ、仏陀や仏塔を意味する言葉であることが知られている。そのことから、仏教的な色彩を加えた名称に変更した可能性が推察できる。また、「塔廟」の「廟」は道教のお寺を意味するが、それが「塔燈」と言う道教の意味を失った名称に変更されている、と考えられる。

1-3-5. 仏教的色彩を加えられた標題の石碑「朥建西嶼浮圖記」

旧灯台を説明する石碑の標題に、どうして仏教的色彩が加わったのか、その経緯を、現存する乾隆44年(1779年)付けの石碑「朥建西嶼浮圖記」の碑文から考察してみる。そこで、その碑文から、それがわかる箇所を引用して日本語翻訳する。

●石碑「朥建西嶼浮圖記」の活字化された碑文から引用

〈經始於戊戌孟冬，落成於己亥季夏。高廣適宜，為級者七。宮其前，奉天后之神。廠其頂，懸長明之燈。所有常住日用之資，與夫敬神香燭燈油之費，則諗眾而出諸同欲焉。夫浮圖始西域教，予聞佛以濟人為德，則人仗佛力而藉神庥，拔渡苦海，誕登彼岸。不特往來官商之志，當亦斯人大共之福也已。大清乾隆四十四年歲次己亥秋七月吉旦，會稽謝維祺撰。澎湖自來無僧，今既建城隍廟，延僧住持。而西嶼塔院又不可以士民職掌，遂屬僧人分司其事。〉¹⁶

●筆者訳

(乾隆四十三年(1778年)十月に建築を開始し、乾隆四十四年(1779年)六月に落成した。高さ広さはほどよく、7階建である。宮はその正面で天后の神を奉じられたし。建物の上部に常夜灯(長明灯：神前、仏前に絶やさず灯す明かり)を掲げたし。住職の日用の費用と、神(天后之神)を敬う線香・灯油の費用は、参拝を希望する人から出してもらおう。そもそも仏陀(浮圖)は西域教を始め、人を救済することを徳とすると聞いたからには、仏の力を頼り、かつ神(天后之神)のご加護にすぎり、苦海(仏教語：衆生の無限の苦しみ)を渡り抜き、彼岸(仏教語：煩惱を解脱した涅槃の境地)に登る。もはや御用商人の往來の記録は、福建省の総人口に相当する。清国乾隆四十四年(1779年)七月一日、会稽(現在の浙江省紹興市)の謝維祺(澎湖通判)が書いた。元々澎湖に僧侶は無く、今、城隍廟(町を守る神を祭る道教の宗教施設)が建ったからには、僧を招聘して住持とする。その上また、西嶼塔院は士大夫(役人)も民も担当することができないので、僧が司る職務に属す。)

天后とは、道光8年(1828年)付けの石碑「西嶼塔燈碑記」に記された天上聖母の別称であり、媽祖とも呼ばれる。この女神は航海守護神であり、道教の神の一つであることが知られて

¹⁶ 「何培夫、「朥建西嶼浮圖記」、『台灣地區現存碑碣圖誌-澎湖縣篇』、1993年

いる。「勅建西嶼浮圖記」の碑文には、天后信奉者に対して、仏教を合わせて信仰することの御利益が澎湖通判の謝維祺の言葉で説かれていることがわかる。しかも、西嶼の島民が利用することになるであろう道教の城隍廟に仏教の僧を招き、その僧に旧灯台を管理させたことがわかる。

しかしなぜ、司法も司どる地方行政官の通判が、多くの人が永続的に読むことになる石碑の碑文を通して仏教を勧め、道教の宗教施設に仏教の僧を招き入れるのだろうか。これは清国の役人として、職務の一環だったのか、それとも個人的な宗教活動だったのか、清国の宗教政策を調べずに回答は得られないことがわかる。

第二章 旧灯台利用者の信仰と旧灯台の宗教的側面

2-1 清国の皇帝の宗教

2-1-1 清国の皇帝はチベット仏教を尊重

清国は専制君主制である。その清国の役人が、道教の神の一つであり航海守護神である天后（天上聖母：媽祖）を祀る宗教施設を併設した旧灯台の記念碑で、仏教を合わせて信仰することの御利益を説いた。その理由を知るためには、まず、皇帝の宗教を知っておく必要があるだろう。

台北故宮博物館のウェブサイト資料¹⁷では、満州族である清国の皇帝が、すでに満州族に浸透していたチベット仏教を尊重し、チベット仏教の影響力を非常に重視していたことを次の通り日本語で解説している。

〈インドの仏教とチベット土着の宗教「苯教」（ボン教）が融合したチベット仏教は15世紀からしだいに隆盛となり、モンゴル族とチベット族の暮らしや思想の一部となり、満州族の信仰にも影響を与えました。チベットの寺院は信仰の中心であるだけでなく、地方経済と行政の要所でもあるため、<中略> チベット仏教を敬う清代皇帝の姿勢は、チベット仏教の影響力を非常に重視していたこと、尊重せずにはいられなかったことを示しています。〉

2-1-2 道教を行政機関から排除した乾隆帝

乾隆帝の命令で乾隆52年（1787年）に完成した法典、『皇朝通典』には、乾隆帝（在位1735-1796）が、行政機関に組み込まれていた道教の祭祀を司どる機関を改新し、その宗教指導者である役人を免職または降格すべきと命じたことが記録されている。つまり、乾隆帝は、道教を行政機関から排除したことが書かれているのである。

そのことがわかる記載を『皇朝通典』から引用し、それを日本語に翻訳する。

●『皇朝通典 卷六十三』から引用

¹⁷ 台北故宮博物館『貴貴琳瑯游牧人：院藏清代蒙回藏文物特展』「チベット仏教の浸透」 Retrieved from <https://theme.npm.edu.tw/exh106/SplendidAccessories/jp/page-3.html>

〈諭旨〈中略〉又聞向來太常寺樂員係道士承充夫二氏異學不宜用之朝廷今乃令道士掌宮懸司燎瘞為郊廟大祀駿奔之選暇日則向民間祈禳誦經以餬其口成何典制太常寺樂員嗣後毋得仍習道教有不願改業者削其籍聽為道士可也¹⁸〉

●『皇朝通典 卷六十三』からの引用を日本語に翻訳

〈(1742年乾隆七年)、乾隆帝の詔令、「〈中略〉また、太常寺(清国の行政機関である礼部において、神や先祖を祀る祭祀を司る役所)の樂員は道士に連なる仕事であるとかねてから聞くが、その樂員と道士の2氏は異学であり、朝廷の用向きには適さない。今なんと、令道士は宮廷を掌握して危険、火葬や土葬に関する儀式を司り、郊外の廟の大祀を選んで駿馬を走らせ、休日でありながら民間信仰のために祈禳・誦經して稼ぎ、何の体制を成しているのか。太常寺の樂員は、以後道教は今なお習う必要なし。免職や降格を望まぬ人もある、道士に聞くがよい。〉

この記事から、乾隆帝が、道教を異学だから朝廷には適さず、さらには道教の宗教指導者である道士が宮廷を掌握して危険だと認識していたことがわかる。またそれゆえに、神や先祖を祀る祭祀を司る行政機関である太常寺の樂員は道教を習う必要は無いと命じていたことがわかる。しかも国家公務員であった道士には、免職または降格処分にされた者が出たことも推し量れる。

仏教ではない道教は異学であり、道教の宗教指導者は危険であるため行政機関から排除するというのが、法典『皇朝通典』に記された清国の宗教政策であることがわかった。

2-1-3 乾隆帝の宗教政策と旧灯台の建設資金や旧灯台を「浮図」と称した石碑との関係性

乾隆52年(1787年)の法典『皇朝通典』で発せられた通り、道教の宗教指導者を危険視した仏教信仰の清国皇帝の宗教政策を見ると、道教の神の一つである天后(天上聖母:媽祖)の宗教施設を併設する旧灯台の建設資金は、地方の行政機関が予算化できるはずもなく、募金に頼るしかなかったことが察せられる。

また、『皇朝通典』の影響か否かは不明だが、地方誌掲載の乾隆43年(1778年)付けの碑文の標題「創建西嶼塔燈碑記」は、旧灯台が仏塔(浮図)であったことの証となる標題「澎湖西嶼浮圖記」の石碑に変わっている。そして、地方誌掲載の乾隆44年(1779年)付けの碑文の標題「建修西嶼塔院落成碑記」も同様に、旧灯台が仏塔(浮図)であったことの証となる標題「創建西嶼浮圖記」の石碑に変わっている。

1-3-4で述べたように、標題が変えられたのは、1901年より前である。1901年に伊能が見た旧灯台に係る石碑3基は現存しており、その内2基の標題は、「澎湖西嶼浮圖記」と「創建西嶼浮圖記」だったからである。

¹⁸ 『欽定四庫全書』『皇朝通典 卷六十三』

旧灯台が仏塔（浮図）であったことの証拠となる標題に変わった経緯は不明である。しかし、石碑の標題に仏教色が加わったことの効果をシミュレーションすることはできる。それは、清国の台湾府知事が書いた碑文を掲載した石碑「澎湖西嶼浮圖記」と、仏教の御利益を説いた地方行政官の文を掲載した石碑「朥建西嶼浮圖記」を、温王廟（温府王爺廟）が尊んで広前に安置してきたことの効果である。

温王廟は、康熙年間（1662年-1722年）に創建された、温府王爺を主祭神として祭る道教の宗教施設である。その道教の宗教施設が、旧灯台を浮図（仏塔）と称する台湾府知事の碑文や仏教の御利益を説いた澎湖庁通判（地方行政官）の碑文を尊んでいるという体裁は、清国政府に従順であるという姿勢を示すことができ、清国政府からのなんらかの圧力を緩和する効果があったであろうことが推察できる。

石碑「澎湖西嶼浮圖記」と石碑「朥建西嶼浮圖記」が、そうした効果を意図して1901年より前に作られたのか否かは不明である。しかしこの推察は、石碑の標題や碑文に仏教色が加わったことの効果としてシミュレーションできることのひとつではある。

2-2. 旧灯台創建・修復のために募金を集めた通判の職務

旧灯台の創建資金を集めた人物は、乾隆43年（1778年）付けの石碑「澎湖西嶼浮圖記」の碑文と、乾隆44年（1779年）付けの石碑「朥建西嶼浮圖記」の碑文によれば、蔣元枢知事と通判の謝維祺であった。

また、旧灯台の修復工事のための資金は、道光8年（1828年）付けの石碑「西嶼塔燈碑記」の碑文によれば、澎湖庁通判の蔣鏞が提唱し、海軍提督の陳元戎（陳化成）が募ったことがわかる。

旧灯台の創建と修復に深く関わった「通判」という官職は、正式には「澎湖庁海防糧捕通判」と称し、台湾府知事を補佐する地方行政官であった。その職務については、「通判」¹⁹に説明されているので、関係箇所を日本語に抄訳する。

〈清国の台湾府知事の補佐官。<中略>1727年（雍正5年）に臺灣府澎湖庁が設置した澎湖庁海防糧捕通判は、船舶の責任の所在の考査、金銭の穀類の管理、司法裁判を行うが、ただ権限は部分的に制限され、殺人や強盗などの重大な事件は台湾府知事に移管する。〉

つまり、「通判」は地方行政官として、澎湖本島（大山嶼）を往来する船舶、主に官商（行政官直属の御用商人）の船の責任者を明らかにし、また、澎湖庁の財政を管理し、さらに裁判を行い、重要な事件は台湾府に護送する任務に従事していたことがわかる。簡単に言うと、通判は、澎湖諸島内を管轄する役所と警察署と裁判所を合わせた立場にあったようだ。つまり、職務の中には灯台の建設、管理、資金集めなどは含まれないわけである。

¹⁹ 「通判」 Retrieved from <http://nrch.culture.tw/twpedia.aspx?id=3547>

ところが、実際には、旧灯台創建時の通判の謝維祺は、旧灯台の創建資金を集め、さらに旧灯台の管理を招聘した僧に任せている。

また、旧灯台修復時の通判の蔣鏞は、資金集めはせず、海軍提督がしている。そして、修復資金集めから竣工までには1823年から1828年までの5年を要している。通判自らが職務権限を利用し、官商に呼び掛ければ、資金を集めやすいはずである。資金集めをしたのは通判ではなく、海軍提督であり、しかも、5年を要した理由はなんだろうか。

旧灯台は道教の神である天上聖母(天后:媽祖)を祀る廟を併設していた。道教的意味のある旧灯台を創建当時から仏教の僧に管理させてきたことで資金を出すことを躊躇する人々がいたのでは、と推測する。

2-3 通判と旧灯台と御用商人の商船と島民の関係

2-3-1 通判と旧灯台の利用者の関係

この項では、道光8年(1828年)に修復工事を終えた旧灯台の利用者がどのような人々で、旧灯台をどのように利用したのかを探る。

1828年当時の旧灯台の利用者は、石碑「西嶼塔燈碑記」(道光8年付け)に、「為臺、廈商艘往來之標準，亦本地商漁船出入之瞻依」とあることから、台湾と福建省の厦門を往来する商船と、澎湖諸島の地元の商船や漁船が想定されていたことがわかる。

なお、台湾と厦門を往復する商船は、旧灯台の創建当時、すでに福建省の総人口に相当する往来を記録した官商^{20*}(行政官直属の御用商人²¹⁾たちであったことが、乾隆44年(1779年)付けの石碑「勸建西嶼浮圖記」に「不特往來官商之志，當亦斯人大共之福也已」(もはや御用商人の往来の記録は、福建省の総人口に相当する。)と刻まれていることからわかる。

つまり、官商の商船と澎湖庁の通判との関係は、商船がその責任の所在を通判から確認される立場にあることがわかる。そして犯罪の可能性があれば逮捕され、逮捕する関係にある。

2-3-2 難破船を喜ぶ島民と通判との関係

この項では、澎湖群島の島民の生活スタイルを明らかにすることで、旧灯台と島民の関係を推察する。

1992年に台湾風物雑誌社から出版された『伊能嘉矩の臺灣踏査日記』の中に収められた調査記録「澎湖踏査」という項がある。そこには、澎湖群島の北部に位置する吉貝島の島民が難破船を心待ちにしていたことがその理由とともに書かれている。

²⁰ 沈大明(2007)、上海交通大学凯原法学院「清律对于商人的保护与控制」Retrieved from <https://law.sjtu.edu.cn/PaperDetail51.aspx>

²¹ 内田直作(1956)、「清代の貿易独占機構(二)」(英文名: Systems of Trade Monopoly in Ch'ing Dynasty (2))、成城大學經濟研究, (6), 165-183 (1956-09)、成城大学, pp.165-183, Retrieved from <https://www.seijo.ac.jp/pdf/faeco/kenkyu/006/006-utida.pdf>

その記録は、旧灯台の修復資金を集め始めた1823年当時の記録ではなく、旧灯台が撤去されて西洋式の西嶼塔燈が新設された後の、日本統治下（1895年—1945年）の明治34年（1901年）1月9日の資料である。

次に、「澎湖踏査」の中の1901年1月9日の条²²から、関係箇所を引用する

〈九日

白沙島を距る北八海里に在る吉貝島に赴く予定なりしも風浪高くして発船するを得ずして止む

吉貝島は周回二里二十町、其の近海は暗礁極めて夥しく船舶数数之れに衡りて沈没せり、聞く島の周囲の海底には沈没せる船舶殆んど数十甚たしきは船上に船を重ねて沈み一暗礁の状を為しつあるものありと

島民は爆裂薬を用ひて此の船體を破壊し鉄材鉄板鉄鎖の類を引き揚げ之れを対岸に売り捌くを以て殆ど一の生業とし現に昨年七月より十二月までに於ける引き揚げの鉄片二十六万九千四百八十七斤にして其の価格四千三百十一円に上れりといふ、されば島民は近海に於ける難破船を喜び待つ如き風あり、風浪高く荒るる日には高丘に登りて凝望し往時は偶ま難破船の海岸に漂着すれば島民競ふて物品を掠奪し中に漂着の人を殺すに至りしといへり（下線は筆者による）

これによれば、伊能は、風浪が高いために澎湖群島の一つである吉貝島には渡れず、約8km南に位置する白沙島で足止めをくらった。その際、吉貝島の島民について、白沙島で聞き取り調査をしことがわかる。吉貝島の島民は難破船を喜び、積荷を掠奪し、漂着者を殺害することもあり、船は爆破して解体し、その金属資材を売ることを生業にしていたことがわかる。

つまり、1901年ごろの澎湖群島の吉貝島の島民は、船が難破してくれなければ、生計が成り立たないのである。1875年建造の西洋式新灯台によって航海の安全性が向上したならば、船の難破は減少しただろう。とすると、1901年当時の澎湖群島の全島民にとって、新灯台の存在は必ずしも喜ばしいものではなかったのではなかったことが想像できる。

このように、1901年ごろの澎湖群島の吉貝島島民の排他的生活スタイルを見ると、74年遡った旧灯台修復資金集めを始めた当時の1823年の島民の生活スタイルについても、排他的であった可能性を考慮する必要があるようだ。

したがって、吉貝島から南西に約12km離れた西嶼の島民についても、難破船の存在を喜び難破船から得られる積荷や金属資材などを生活の糧としていた可能性を、考慮しなくてはならないだろう。

つまり、澎湖諸島の島民と通判の関係は、逮捕される者と逮捕する者の関係になる場合がある。

²² 伊能嘉矩、「澎湖踏査」『伊能嘉矩の臺灣踏査日記』、台湾風物雑誌社、1992年、pp.230-231

このような島民と通判の関係から察すると、澎湖諸島の島民は旧灯台の修復の資金集めに対してあまり協力的ではなかった可能性が想像される。

2-4 旧灯台は仏塔（浮図）ではなく道教の宗教施設であった可能性

2-4-1 旧灯台の灯りは天上聖母に供える灯火であったと説明する日本の資料

日本には、旧灯台の宗教上の意味や構造を説明した公式な資料、昭和3年（1928年）に大日本帝国台湾総督府交通局通信部が発行した『通信誌 航路標識編』²³がある。その18から19ページ（図5参照）には、旧灯台の創建に続いて修復に至った経緯、旧灯台が天上聖母を祀る宗

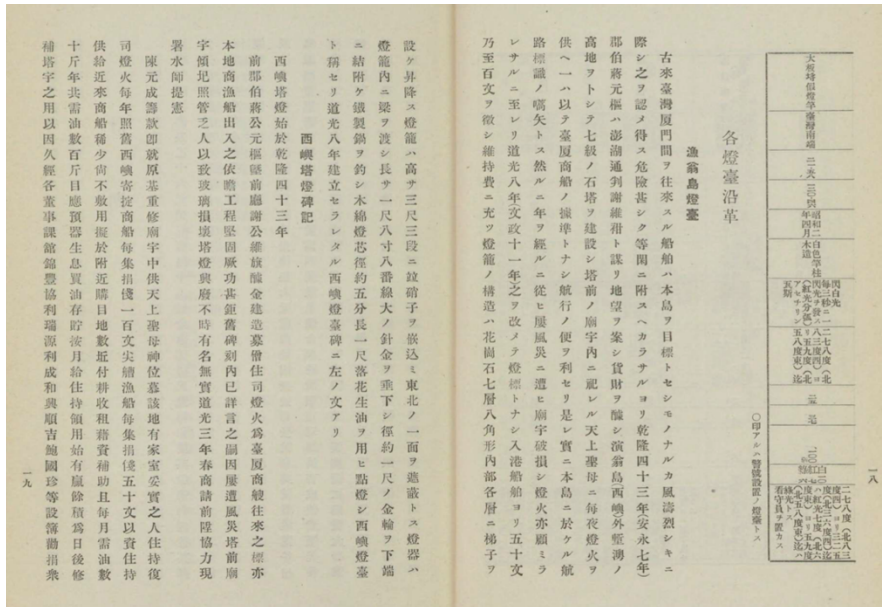


図5 『通信誌 航路標識編』 pp.18-19

教施設であったこと、旧灯台の構造についての詳細な記述がある。この記述を見る限り、旧灯台が仏塔（浮図）であったと言う記録はない。

この項では、上の図5『通信誌 航路標識編』の「漁翁島燈臺」（p.18）の項から、旧灯台の創建に続いて修復に至った経緯と、旧灯台が天上聖母を祀る宗教施設であったことについてを説明した部分を引用し、現代語に訳す。

●『通信誌 航路標識編』から引用

〈漁翁島燈臺

古来臺灣廈門間ヲ往來スル船舶ハ本島を目標トセシモノナルカ風濤烈シキニ際シ之ヲ認メ得ス危険甚シク等閑ニ附スヘサラカルヨリ乾隆四十三年（安永七年）郡伯蔣元樞ハ澎湖通判謝維

²³ 『通信誌 航路標識編』大日本帝国台湾総督府交通局通信部、1928（昭和3年）発行、pp.18-19、Retrieved from <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1225004/17>

祺ト謀リ地望ヲ案シ貨財ヲ釀シ演翁島（西嶼）外塹灣ノ高地ヲトシテ七級ノ石塔ヲ建設シ塔前ノ廟宇内ニ祀レル天上聖母ニ毎夜燈火ヲ供ヘ一ハ以テ臺廈商船ノ據準トナシ航行ノ便ヲ利セリ是レ實ニ本島ニ於ケル航路標識ノ嚆矢トス然ルニ年ヲ經ルニ從イ屢風災ニ遭ヒ廟宇破損シ燈火亦顧ミラレサルニ至レリ道光八年（文政十一年）之ヲ改メテ燈標トナシ入港船舶ヨリ五十文乃至百文ヲ徵シ維持費ニ充ツ<以下略>（下線は筆者による）

●『通信誌 航路標識編』からの引用を現代語に翻訳

〈漁翁島灯台

古来、台湾-厦門間を往来する船舶は漁翁島を目標にしたのか。風濤が激しい時、漁翁島を確認できず、危険甚だしく、これをいい加減に扱うべきではない。そこで、1778年に臺灣府知府の蔣元樞は、澎湖の通判の謝維祺と計画して立地を検討し、多くの人で財貨を出し合い、漁翁島（西嶼）外塹の先の高台に7階建の石塔を建設し、塔の前の廟の建物の中に祀られた天上聖母（：天后：媽祖）に対して、毎夜、灯火を供え、第一はそれを以って台湾と厦門の商船の拠り所となし、航行の便に利を与える。 これを実に、台湾における航路標識の第一号とする。

ところが、年を経るに従い、塔は風災に遭い、廟宇は破損し、燈火は忘れられてしまった。道光8年（1828年）、これを改築して燈標とし、入港する船舶より50文から100文を徴収して維持費に充てた。）

この資料の下線部によれば、旧灯台は、天上聖母（：天后：媽祖）を祀る廟が塔の前にあり、天上聖母に供える灯火を以て、航路標識としたとされている。つまり、塔の灯火は天上聖母に供える灯火であり、塔と廟の一揃いが宗教施設であったことになる。

つまり、この資料に従えば、旧灯台の塔は仏塔（浮図）ではないこと、そして旧灯台自体が道教の宗教施設であったということになる。

2-4-2 天上聖母信仰の御利益を必要とした人々の信仰

旧灯台の塔に併設された廟にも祀られていた天上聖母は、天后、媽祖の別称をもつ航海守護神として、福建省や浙江省や台湾で盛んに信仰されてきたことが知られている。旧灯台の天上聖母を信仰することで航海の安全を守ってもらいたいのは誰かを考察する。

道光8年（1828年）付けの石碑「西嶼塔燈碑記」によれば、西嶼に寄港する船は旧灯台を管理する僧に寄付金を供えることが、次の通り碑文に刻まれている。「西嶼寄棧商船每船每次捐棧一百文、尖艚漁船每次捐棧五十文以、支住持供給」（西嶼に停泊する商船毎に百文の寄付を、尖艚漁船毎に50文の寄付を、住職に供給して支援する）。

したがって、旧灯台に祀られた航海守護神である天上聖母を信奉していたのは、西嶼に停泊する商船に乗船している官商（御用商人）や船員、そして尖艚漁船という型の漁船に乗船している水夫や漁師であったと考えられる。

日本には「板子一枚下は地獄」という諺があるほど、舟人は、死と背中合わせの毎日を送っていることが知られている。すなわち、台湾海峡を往来する舟人にとって、天上聖母への信仰は命の掛かった宗教活動であると言える。それだけに、彼らの信仰は一途であったことが推察できる。例えどんなに清国が道教を弾圧しようとも、彼らが天上聖母に対する信仰を捨てることはないであろうことは想像に難くない。

2-5 旧灯台の建築構造

2-5-1 日本の資料が説明する旧灯台の構造

旧灯台の構造について、先に紹介した図5の日本の資料『通信誌 航路標識編』の「漁翁島燈臺」(pp.18-19)の項には、以下のように書かれている。

●『通信誌 航路標識編』から引用

〈漁翁島燈臺〉

〈前略〉燈籠ノ構造ハ花崗石七層八角形内部各層ニ梯子ヲ設ケ昇降ス燈籠ハ高サ三尺三段ニ立硝子ヲ嵌込ミ東北ノ一面ヲ遮蔽トス燈器ハ燈籠内ニ梁ヲ渡シ長サ一尺八寸八番線大ノ針金ヲ垂下ゲシ徑約一尺ノ金輪ヲ下端ニ結附ケ鐵製鍋ヲ釣シ木綿燈芯徑約五分長一尺落花生油ヲ用ヒ点燈シ西嶼燈臺ト稱セリ道光八年建立セラレタル西嶼燈臺碑ニ左ノ文アリ)

●『通信誌 航路標識編』からの引用を現代語に翻訳

〈漁翁島灯台〉

〈前略〉灯籠(灯台)の構造は、花崗岩の七階建てで八角形。内部の各階には階段を設けて昇降する。灯籠(灯台)には高さ3尺(約1m)になるようガラス板を3段に並べてはめ込み、東北の一面は遮蔽する。灯器は、灯籠(灯台)内部に梁を渡し、長さ1尺8寸(約60cm)の8番手(直径約4mm)ほどの針金を垂れ下げ、その下の端に直径1尺(約33cm)の金輪を結び付けて鉄製の鍋を吊るし、その中に落花生油を用いて直径5分(約1.7cm)長さ1尺(約33cm)の木綿の灯芯に点灯し、西嶼燈臺と称した。

(道光8年(1828年)に建設された西嶼燈臺碑に左記の文がある。)

この資料では、旧灯台が八角系で七階建てだったと説明している。日本で八角堂として知られる建造物を連想させる表現である。

そして最上階は三重のガラス窓が7つの壁にはめ込まれ、東北の一面は遮蔽してあったことを説明している。北東の方角は鬼門と呼ばれるのでその関連が推察できる。

ただし、八角堂と大きく異なるところは、灯籠としての機能を持つ建造物であったことである。

灯火の仕組みについては、油の入った容器を台の上に固定するのではなく、油を鉄鍋に入れて吊り下げたと説明している。これは塔の内部構造を推察する上で、重要なヒントである。ま

ずここで、油を燃焼すると二酸化炭素が発生するため、機密性の高い空間では酸素が失われて自然消火してしまうことを留意しておかなければならない。しかも二酸化炭素は空気よりも重いいため、機密性の高い空間では沈澱する。

つまり、灯籠として、塔の上部に灯した明かりが外から見えるようガラス窓を配してあるとしたら、二酸化炭素が下から排出される建築構造になっていなければならない。また、油入りの鉄鍋を室内の空中に吊るしたと言う説明から、最上階の床は無かった可能性が推察できる。

いずれにしても『通信誌 航路標識編』のように、オイルランプによる照明の構造やサイズ、ガラス窓の構造やサイズまでを詳述した資料は、現在のところ、他に見つかっていない。ただし、旧灯台が撤去されたのは1875年であるのに、日本による台湾の統治が始まったのは、その20年後の1895年からである。すでに存在しない旧灯台の構造について、いったい何を根拠に詳述できたのか、疑問が残る。しかし、説明が具体的であることから、信頼性を評価できないことはないだろう。

2-5-2 撤去前に撮影された旧灯台の写真

ここに、1875年の撤去前に撮影された旧灯台の古い写真を、Ching (2018), Leung et. al. (2018) から引用し、観察してわかったことを述べる。なお、この写真は、引用元の研究で発見された写真であり、Royal Geographic Society Picture Library (英国王立地理学会画像図書館) 所蔵の澎湖西嶼塔燈の1875年撮影の古い写真²⁴ (図6) である。この写真を観察するにあたって、写真の引用元の論文と併せて、Leung, K. H., Davies, S., & Ching, S. H. (2018) を参考にする。

まず、灯台の高さについて、Ching (2018), Leung et. al. (2018) が解析した高さは、約15メートルである。

旧灯台の向きに関して、Leung, K. H., Davies, S., & Ching, S. H. (2018) では、古地図や水路測量師コリンソンらの文書をもとに、図6の写真の右側に見える出入り口が、塔に隣接する廟の正面玄関であり、南を向いていると解析している。

本稿では、Leung, K. H., Davies, S., & Ching, S. H. (2018) の研究の通り、正面玄関は南だと言う仮定の下で、図5の日本の資料『通信誌 航路標識編』に記された記述を、写真図6と照らし合わせて分析してみる。

まず、写真(次頁の図6)から旧灯台の形を観察すると、石材塔の一番下の一段目は、地面に接した底面が八角形ではなくほぼ正方形の四角柱である。その上の向かって左側に人が立っており、その人物の脇の下の高さまでが、下から二段目の高さである。下から二段目は八角柱の南側の壁面が無く、7つの壁面で構成され、さらに下から三段目が8つの壁面で構成された

²⁴ Royal Geographical Society (before 1900) . Lighthouse on Fisher Island (Pescadores) [Data file]. Control Number: rgs043108. Barcode: 47414-1001: Anonymus.

八角柱でありながらも、出入口を伴う南側の壁面が二段目の底辺まで位置している。下から四段目から六段目までは8つの壁面で構成された八角柱である。下から七段目の最上段は窓を伴う8つの壁面で構成された八角柱である。



図6：旧灯台の1875年撮影の古い写真

さらに、旧灯台の壁面を観察すると、材質は、ブロックがレンガよりもかなり大きい物が多数あることから、石材であると考えられる。なお、外から見える石材のブロックの形は四角形であり、高さは同じに揃っているものの、横長の長方形だったり、小さな縦長の長方形だったり、サイズはまちまちである。

また、壁面には、人型に見えるレリーフが観察できる。そのレリーフの位置は、下から四段目では正面南側の壁面と西の壁面に、下から五段目では南東側の壁面と南西側の壁面に、下から六段目では南側の壁面と西側の壁面である。

一方、『通信誌 航路標識編』には、「灯籠（灯台）の構造は、花崗岩の七階建てで八角形。内部の各階には階段を設けて昇降する。灯籠（灯台）には高さ3尺（約1m）になるようガラス板を3段に並べてはめ込み、東北の一面は遮蔽する。」ということが記されている。

「花崗岩」という説明は、その可能性を否定できない。

「七階建てで八角形」は、大雑把な説明とするなら間違いではないが、一番下の階に八角形の要素はなく、四角柱である。

「高さ3尺（約1m）になるようガラス板を3段に並べてはめ込み」という説明は、最上階の南西を向いた窓が、ちょうど3枚のガラスが縦三段にはまっているように見えることから、説明が正しい可能性は高い。

「東北の一面は遮蔽する」は、写真（図6）の廟の玄関を南と仮定した場合、誤りだったことになる。窓を観察することができない最上階の壁面は、東と北西ということになるからである。また、『通信誌 航路標識編』が正しいとしたら、廟の玄関は、南東または西を向いてい

る事になる。

なお、『通信誌 航路標識編』には、レリーフを含め、外壁の装飾についての説明は無い。

終わりに

新灯台の隣に立っていた旧灯台を1875年に撤去した責任者は、清国海関総稅務司のイギリス人、ロバート・ハート卿であった。また、その撤去を具体的に指揮した現場監督は、ハート卿の補佐官であるところの、廈門海関技官弁公室のイギリス人主任技官、デビッド・M・ヘンダーソンであったと考えられる。

その撤去された旧灯台の創建や修復に係る石碑には、石碑の建立の年月日が刻まれていない4基が現存しているが、その内2基には旧灯台が仏塔であるかの如き「浮図」の文字が刻まれている。しかし台湾の19世紀の地方誌である1829年の『澎湖續編』と1894年の『澎湖廳志』に記録された旧灯台創建や修復に係る石碑3基は、標題に「浮図」の文字はないばかりか、現存していない。

現存する旧灯台創建の石碑『新建西嶼浮圖記』の碑文には、旧灯台が道教の神である天上聖母（媽祖）を祀る廟を併設していることを説明しながらも、仏教信仰の御利益が説かれている。またさらに、西嶼にできたばかりの道教の城隍廟に仏教の僧を招き、その僧に旧灯台を管理させたことが刻まれている。その碑文の筆者は、地方行政官である台湾府澎湖庁通判であるが、旧灯台が義捐金によって建設されたことから、行政の事業ではなかったことがわかる。

この不可思議な地方行政官の仏教誘導の理由は、1787年完成の清国の法典『皇朝通典』に発見することができた。そこには、1742年の乾隆帝の詔令として、異学である道教の道士は宮廷を掌握して危険であり、行政機関から免職または降格処分にすることが記されていた。つまり、旧灯台が立っていた当時の清国では、道教を危険視する宗教政策がとられていたのである。

大日本帝国台湾総督府交通局通信部発行『通信誌 航路標識編』（1928年）に、旧灯台の廟に天上聖母（媽祖）を祀り、塔では天上聖母（媽祖）に灯火を供え、それをもって航路標識としたことが記されていた。つまり旧灯台は、塔と廟で一揃いの、道教の宗教施設であった。

清国政府は、1875年に道教の宗教施設であった旧灯台を、消し去ったのである。

この日本語資料『通信誌 航路標識編』の信憑性は、旧灯台の照明の仕組みについて、中国語資料には無い具体的な情報を詳述していることから推し量ることができるだろう。天上聖母（媽祖）に供えた灯火が、塔内部の梁から吊り下げた巨大なオイルランプであったことや、その灯を舟人に見せる塔の窓にガラス板を三段にはめ込んでいたことなどを、サイズを明記して詳述しているのである。

この情報により、塔の内部構造が空洞であった可能性が浮上し、この解明が課題として残った。

参考文献

日本語文献

- 伊能嘉矩原著、森口雄稔編著、張炎憲、「伊能嘉矩の臺灣踏查日記」、1992 年、台灣風物雜誌社
- 伊能嘉矩(1901)、澎湖踏查(日本語手書き原文)、手稿藏於日本原野市立博物館、手稿影像檔典藏於台灣大學圖書館
- 井原伊三太郎(1932)。澎湖島大觀，馬公：南瀛新報澎湖支局。寫真攝影：有村愛造(澎湖廳馬公街有村寫真館)。
- 福井康順、山崎宏、木村英一、酒井忠夫監修『道教 第三卷 道經の伝播』，1983 年、平河出版社、東京、劉枝萬「台灣の道教」 <https://core.ac.uk/download/pdf/196701087.pdf>

中国語文献

- 林文睿監修、何培夫主編(1993)。臺灣地區現存碑碣圖誌(澎湖縣篇)，台北：國立中央圖書館台灣分館。典藏於香港城市大學圖書館沙田書庫。
- 謝鶯興、景祥祐、陳惠美、王瑋樂，(2019)。西嶼塔燈中日古籍文獻的追尋與校勘-鑑識圖書資訊科學員的探索發現，第 18 屆澎湖研究學術研討會。澎湖：澎湖縣政府。
- 陳惠美、謝鶯興「由〈西嶼塔廟記〉看文字載體的發展及內容差異」、2017 年、東海大學圖書館館刊第 31 期 <http://www.skqs.com/download/newsletter/3.pdf>
- 何培夫『台灣地區現存碑碣圖誌-澎湖縣篇』,1993 年

英語文献

- Ching, S. H. (2018) . Using a service learning experience into a model of student engagement: The lighthouse heritage research connections (LHRC) project in Hong Kong. *Journal of Academic Librarianship*, 44 (2) , 196-206.
- Leung, K. H., Davies, S., & Ching, S. H. (2018) . When new technology joins old documents and west meets west: virtually reconstructing the Fisher Island pagoda lighthouse (China) . *Virtual Archaeology Review*, 18 (9) , 12-27. Retrieved from <https://polipapers.upv.es/index.php/var/article/view/7982/9184>
- Wong, R.W.L., Leung, A.K.H., New, B., & Ching, S. (2019) . Digital Forensic Investigation of the Xiyu Pagoda Lighthouse. In S., Wong, H., Li, & M., Chou (Eds.) . *Digital Humanities and Scholarly Research Trends in the Asia-Pacific* (pp. 181-199) . IGI Global.
- Stewart Heaver, Legend of the lighthouse builder: how a British engineer in China helped connect East and West, while living life to the full”、Published on July 4 2021 at 2:15 pm, Retrieved from <https://www.scmp.com/magazines/post-magazine/long-reads/article/3139429/legend-lighthouse-builder-how-british-engineer>
- Royal Geographical Society (before 1900) . Lighthouse on Fisher Island (Pescadores) [Data file]. Control Number: rgs043108. Barcode: 47414-1001: Anonymous.